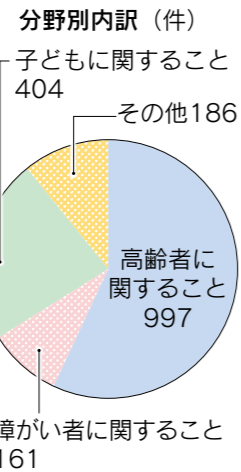
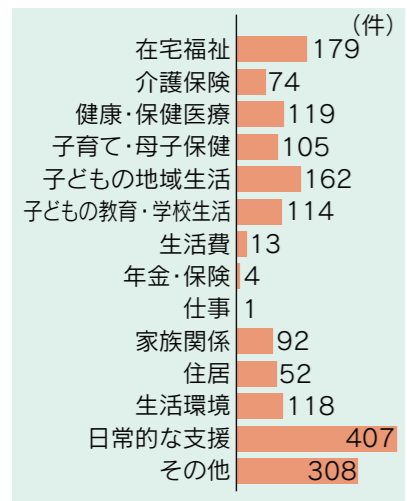


平成27年度 相談・支援の内容と件数



平成27年度 委員1人当たりの年間平均活動件数

活動内容	数	具体例
訪問・連絡	204回	一人暮らし高齢者の見守りなど
相談・支援	19件	福祉サービスなどに関する相談
地域活動	184件	サロン活動や委員の勉強会など
連絡調整	112回	市や社会福祉協議会などへの連絡調整
活動日数	175日	

住民に寄り添う

民生・児童委員



熱心に勉強会に参加する委員



課題解決に向けた取り組みを話し合う委員。互いの協力体制や信頼関係も重要

住 民の皆さんの生活上の悩みに関わり添い、住民と関係機関とのパイプ役を果たす。それが私たち民生・児童委員の大きな役割です。基本的には1人の委員が120〜280世帯を担当しています。独り暮らしの高齢者や子どもの見守り活動が主ですが、困りごとの相談、行政など関係機関との連携、高齢者サロンなどの地域福祉活動を実施しています。ほかにも研修会や月1回の定例会で、さまざまな福祉制度の勉強や委員同士の情報交換も行なっています。特に、市の南部は子どもの人口が増えているた

め相談が増え、子育てサロンや学校との連携の輪も広がってきました。私たち委員も周りの多くの人に支えられています。大変なこともあります。大変に恩返しできれば」という思いで活動しています。地域に知り合いが増え、皆さんの信頼関係が深まること何よりうれしいです。自分の家のことをあまり知られたくない人もいるかもしれませんが、私たち委員には守秘義務があります。在任中はもちろん、退任後も秘密は守りますので安心して相談してください。

合志市民生委員児童委員協議会連合会
くしした はじめ
串下 一 会長



西部(旧西合志地区)の委員はオレンジ色、東部(旧合志地区)の委員は緑色のユニフォームが目印です。(イベント時などに着用)

民生委員制度は100周年

民生委員制度の原型である岡山県の「済世顧問制度」が創設された大正6(1917)年から数え、民生委員制度は平成29年で創設100周年を迎えました。また、民生委員が兼務している児童委員制度は創設70周年です。



民生・児童委員のバッジ
民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

地域を結ぶ

見守りの赤い糸



介護や子育てなど、生活上のさまざまな困りごとを抱えていませんか。民生委員・児童委員は、住民の立場に立つて悩みに寄り添う地域の相談役です。地域で孤立する人がいないよう、また、誰もが安心して暮らせるよう活動しています。

民生委員は厚生労働大臣から委嘱された、地域の福祉を担う無報酬のボランティアです。任期は3年。児童委員を兼ねていることから民生委員・児童委員(以下、民生・児童委員)と呼ばれています。全国で約23万人、本市では90人が委嘱され、高齢者をはじめ障がいのある人や子育てに悩んでいる人、子どもなど、支援を必要とする人が福祉サービスを適切に利用できるような日々活動しています。また、委員のうち6人は、主任児童委員として児童福祉に関する専門的担当。年々増加する児童虐待の防止や早期発見のため、各区域の委員と協力して子どもを守る活動に取り組んでいます。少子・高齢化、核家族化が進み、家族や地域社会のつながりが薄れたと言われる昨今。住民同士が支え合い、一人一人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の中で活動する民生・児童委員の役割はますます重要になっています。